

山武都市広域水道企業団発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

平成29年4月11日制定

(目的)

第1条 この要領は、山武都市広域水道企業団が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事費内訳書の要件)

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記第1号様式によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

(1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。

(2) 工事費の内訳となる各項目に対応した金額。

(3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、(表-1)のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

(表-1)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	内訳工種(本工事内訳書の種別)まで
その他の工事	内訳工種(本工事内訳書の種別)まで

(工事費内訳書の提出)

第3条 工事費内訳書の提出については、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。

(工事費内訳書の確認)

第4条 工事費内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、積算担当者(入札を実施する工事の積算内容を把握している職員)が、別記第2号様式により記載内容を確認するものとする。

(重大な不備)

第5条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱うものとする。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合。

(2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。

(3) 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。

(4) 工事費内訳書に押印が欠けている場合。

(5) 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。

- (6) 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。（以下、同じ）。
- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。
- (8) 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

（談合が疑われる場合の取扱い）

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があったものとみなし、談合情報対応マニュアル（平成14年4月1日施行）に基づき、総務課長に通報するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。